\bigcirc	\bigcirc	石油
〇 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)(附則第三項	〇 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和五十一年政令第百九十二号)	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 新!
(附則第三項関係)4	日九十二号)1	新旧対照条文

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和五十一年政令第百九十二号)

(傍線の部分は改正部分)

 \bigcirc

マ 千葉県木更津市新港の区域 同市築地の区域のうち主務大日の定める区域 東京国際空港地区 東京都大田区羽田空港三丁目の区域 同区羽田空港一丁目及 東京都大田区羽田空港三丁目の区域 同区羽田空港一丁目及 東京都大田区羽田空港三丁目の区域 同区羽田空港一丁目及 東京国際空港の区域 (同区羽田空港一丁目から羽田空港一丁目及 東京国 (略) エーカー・エー 名古屋港臨海地区 コード (略) エー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地区	又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。	改正後
三十五 名古屋港臨海地区	一〜十一 (略)	川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成二十七年四月1・2 (略)	現

イ 略

(削る)

ロ ・ ハ

略

ち主務大臣の 愛 知 県 海 部 定め 郡 飛 る区域 島 村 東 浜 1 目 及び 東 浜 丁 三 目 0 X 域 のう

四十 三十六~四十四の二 五. 和歌山北部臨 海北部

和 歌 Щ . 県和歌山市の区域

(1) 町 7場、字二十町四松江字蛭子地東 字拾五 場、 字中大浜、 町 字桑畑 場、 東、 字 阪部 ・ 東申、字三本松、文町外、字拾八町場、字拾八町場、字拾八町場、字拾八町場、字拾った。 () 区域 字久三山 子久三山畑 字拾八町 字二十五

> イ 知 県名 古 屋 市 \mathcal{O} 区 域 のうち次 0 区

(1)割 三丁 下、三ノ割上、三ノ割中及び三ノ割下の区域 町 区 繰 ·目、丹後通 . 星 出及び大同町一丁目から大同町五丁目までの、丹後通五丁目、神松町一丁目、神松町二丁 崎 町大手堤、一ノ割、二ノ割上、二ノ 域 神松町二丁目、 割 中、 同区丹

(2)見 域 域 南区本星崎町、港区本星崎町、 町 \mathcal{O} 区域 のうち主務大臣の定める区域 一町字外屋敷及び加福町一丁目並びに、大江町、昭和町、船見町及び潮見 港区 町 \mathcal{O} 0 空 区 定

0 星

崎

区

域

後

うち主務大臣の定める区域

口 愛 知 県 海 部 郡 飛 島 村 東 **浜三丁** 目 の区域 0 うち 主 一務大 臣

ハ める区 域

割、新宝町、名和町南埋田並びに荒尾町池下、右岸及び海岸線で囲まれた区域(同市元浜町、 町及び元浜町の区域のうち一 割並びに荒尾 ヘノ割、トノ割 割の 愛知県東 海 |町ヨノ割、タノ割及びレノ割の||割、チノ割、リノ割、ヌノ割、 市 南 柴田 町 口 般国道二百四十七号線、割及びレノ割の区域。同 割、 割、 ルノ 南柴田 割、 ワノ割及び 割及びヲノ 一次 ホ 町イノ 割 力

四十 うち主務 知 七号線及び海岸線で囲まれ 県知多市北浜町及び南浜町の区域区域のうち主務大臣の定める区域 大臣 の定める区域 た区域 |域のうち| 同 市緑 浜 般 町 国 \mathcal{O} 置二百百 区 域 Ô

新 設)

三十六~ 兀 歌山四 北の

十五 和 部 臨 海北部: 地

兀

(1) 和 歌 Щ [県和 歌 山市の区域

場町 字拾五 場、 南 松 江 字中大浜、字字二十町場、 一町場、 字桑畑、 字拾 、字弐拾弐町外、字拾八町、字二十七町場、字弐拾町区域のうち次の区域 五町西、 字阪部山 字庚申、 字拾八町岩 字法林寺、 字三本松、字末 場、 場、 字久三山 字拾八 切町五 畑

町 る区域 びに湊字ロノ坪及び字濵ノ坪林寺、字東山、字安左エ門開、、字南砂ノ口、字北砂ノ口、・ 式拾九町場、字海 松江字蛭子地、b 字東 場下及び字拾 坪の 町 Ш 区域、本脇字海岸、西庄字外、字拾町場並びに湊雪、 区域 開 字鵜ノ島、 キ、 の区域のうち主務大臣の 字 区域のうち主務大臣の定め、字東浜及び字外鵜ノ島、字内鵜ノ島、字中鵜ノ島、字十九町場、字外・松原、字上字外浜、古屋字海面空地上字外浜、古屋字海面空地上字外浜、古屋字海面空地上字外浜、字側・松原、字上字外浜、字側・松原、字をがった。

(2)

四四十十六 和歌山県海南市の七 和歌山北部臨海 海南部地 区

0 区域のうち 次 0) 区 域

(1) ・削 (2) る 略

口

六十三 松山地区四十八~六十二

うち 愛媛県松山市大可三 松山地区 主務大臣 \mathcal{O} 定め 賀三 る 区 丁 域 目 吉 田 町 及び 南 吉田町 0) 区 域

(削る)

(削る)

十四~七十五

(3)(1)及び(2)の区域に介在する道路の区域字上川向ノ坪の区域のうち主務大臣の定める区で 湊字青岸坪及び字薬種畑坪並びに西浜字中川 (略)

る び 林

|域 向

坪

- 及び

四四十十六 和歌 Щ 北 部 臨 海 南 部

和 歌山 県 海 南 市 の区域 のうち次 地 \mathcal{O} 区

(3)(2)(1)

下津町下津の区域のうち主務大臣の定める区下津町方の区域のうち主務大臣の定める区域下津町大崎の区域のうち主務大臣の定める区域

和 歌 山 県 不有田市 初島町浜の区域のうち主務大臣の定める区 域

イ及

びロ

の区域に介在する道路の

区域

六十三 松山地区四十八~六十二 略

0

うち次の区域 松山地区 る区域 目 及び北 吉田 町 \mathcal{O} 区 域 0 うち主務大臣の 定め

 \mathcal{O}

区

域

(2)南吉田

町

及び西垣

生町

0 区

域のうち主務大臣の定める区

+ 匝 5 七十五 略

区 に 湊字口, .域

町 奥

域

								別	
第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第 一 地 区	区分	表第三(第	
区域令別表第三十二号及び第三十五号から第三十一	(略)	(略)	区域の別表第十五号及び第十六号に掲げる地区の	区の区域 区域令別表第十二号から第十四号までに掲げる地	(略)	及び第四号の二に掲げる地区の区域おいて「区域令」という。)別表第二号、第三号(昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表に石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令	区域	別表第三(第二十二条関係)	改正後
								別	
第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第 一 地 区	区分	別表第三(第二十二	
区域令別表第三十二号及び第三十四号から第三十	及び第三十号に掲げる地区の区域区域令別表第二十一号、第二十四号、第二十六号	掲げる地区の区域区域令別表第十九号、第二十号及び第三十一号に	区域令別表第十四号及び第十五号に掲げる地区の	る地区の区域区域令別表第十一号の二から第十三号までに掲げ	十号までに掲げる地区の区域区域令別表第四号の三、第六号及び第八号から第	号から第四号の二までに掲げる地区の区域おいて「区域令」という。)別表第二号及び第三(昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表に石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令	区域	7.二十二条関係)	現行

七号までに掲げる地区の区域		七号までに掲げる地区の区域
第八地区(略)	第八地区	号から第四十七号の二までに掲げる地区域令別表第三十九号、第四十一号及
第九地区(略)	第九地区	一号から第六十三号までに掲げる地区の区域第四十八号、第五十八号、第五十九号及び第区域令別表第四十三号から第四十四号の二ま
第十地区(略)	第十地区	区域区域の場合のでは、一旦域の別表第五十号から第五十五号まで、
第十一地 (略)	区第十一地	十二号の二に掲げる地区の区域 区域令別表第七十一号の二、第七十二号及び第七
第十二地 (略)	区第十二地	区の区域区域令別表第七十三号及び第七十五号に掲げる地